

教県第 210 号
令和2年4月29日

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校の臨時休業期間の取扱について(通知)

令和2年4月14日付け教県第139号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業の期間延長について」により、県立学校における臨時休業の期間を4月20日(月)から5月6日(水)まで延長する旨通知したところです。

本県においては、大型連休に伴い県外から多くの来県者が想定され、週明けに、これまで同様、県外からの移入例の増加が危惧されていることから、大型連休後の感染者数の推移を一定期間、確認する必要があります。

県教育委員会としましては、幼児児童生徒の健康と安全を守ることを最優先に考え、県立学校の臨時休業の期間を再延長することとしました。

ついては、下記の事について職員、生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、学校の再開等については、改めて通知いたしますので、留意願います。

記

1 臨時休業の期間

令和2年5月7日(木)から一定期間(2週間程度)とする。

なお、終期は緊急事態措置にかかる沖縄県実施方針を踏まえ、改めて通知する。

2 入学式等について

5月7日、8日に予定している県立学校の始業式および入学式は延期する。

入学式等の儀式的な行事に関しては、学校再開後に地域の感染状況を踏まえ、実施方法等を検討し、各学校のホームページに掲載すること。

3 休業期間中における児童生徒の学習の保障等に関すること

学習に著しい遅れが生じることのないよう、以下のことに留意して取り組むこと。

(1) 学校のホームページへの課題の掲載及び更新を随時行うこと。

(2) 各学校においては、Office365システムの積極的な活用を図ること。

① 総合教育センターにおいて生徒個々のアカウントを申請・取得し利用環境を整えること。

② Office365システムのTeamsを活用した動画配信等(課題解説、授業)の取組を進めること。

(3) 文部科学省「子供の学び応援サイト」等の外部学習支援サイトの活用を図ること。

※ ネット環境がない児童生徒に対しては、個別に電話や郵送するなど柔軟に対応すること。

4 登校日の設定、及び実施方法等について

(1) 登校日の設定頻度

週に1、2回程度とする。ただし、近隣地域での感染者の発生又は県全体で感染者数に大きな増加があった場合は、登校日を中止すること。

(2) 登校日の実施方法

原則、分散登校とし、集団感染のリスクを高める3つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないよう、クラスの半数参加などの人数制限、学年別・クラス別の日時の割り振り、短時間での実施等、対策を講じること。

(3) 学習支援の取組強化

教科書及び副教材等に基づく家庭学習を課すことや児童生徒の学習状況を随時把握し、その後の学習支援を児童生徒に提示すること。

(4) その他

健康に不安がある生徒は登校させないよう周知するとともに、生徒・保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で課題を郵送するなど柔軟に対応すること。

【留意点】

- ① 37.5℃以上の発熱または、体調不良(咳、倦怠感など)がある場合や、健康に不安のある児童生徒(微熱、風邪症状等)、保健所に濃厚接触者とされた児童生徒は、登校させないよう周知すること。
- ② 感染拡大予防対策(マスク着用、手洗い・うがい、手指消毒、換気、教室等使用後の消毒等)徹底すること。マスクについては、市販品の品薄状況が続いていることから、手作りマスクなどで対応するよう、各学校のHP等で周知すること。
- ③ 医療的ケアを必要とする児童生徒や、基礎疾患等がある児童生徒については、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。(教保第1865号令和2年3月30日付第14報別添1参照)
- ④ 登下校で公共交通機関を利用する場合は、感染拡大予防対策(マスク着用、手洗い・うがい等)を徹底するよう周知すること。
- ⑤ 終了後は、速やかに下校するよう周知すること。

5 部活動等の取り扱い

休業期間中の部活動等は、一切行わないこと。

6 休業期間中の出席等の取り扱い

休業期間は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱い、授業日数には含めない。

7 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

障害のある幼児児童生徒が、日常的に利用している放課後等デイサービスを利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

8 寮及び寄宿舎の対応

寮及び寄宿舎は原則として閉寮とする。ただし、県外出身や遠隔地から入寮している生徒については、本人や保護者からの相談に応じて個別に受け入れの対応を行うこと。

9 保健管理に関すること

- (1) 感染症対策の徹底については、家庭との連携により、咳エチケットや手洗い等の励行、毎日の検温と健康状態の確認を行うよう指導すること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという旨を児童生徒に理解させ、不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごすよう指導を徹底すること。
- (3) 臨時休業中に県外へ渡航歴のある生徒又は県外より入学等のために来沖する生徒は、来沖した日の翌日から原則として2週間は自宅等で待機するものとし、2週間後、健康状態に問題がなければ登校させること。また、久米島、宮古、八重山地区の県立学校においては、島外より来島する生徒に対しても同様に対応すること。

10 児童生徒の心のケアに関すること

心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられることから、登校日等において学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、必要に応じて個別の健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応すること。

11 教育課程に関すること

児童生徒が授業を十分受けることができないことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業を行うために長期休業期間を短縮して行うなど検討すること。
なお、実施期間等については、追って通知する。

12 公立学校の教職員の出勤等

- (1) 職員は、自宅で健康観察を行い、37.5度以上の発熱または体調不良(咳、倦怠感など)がある場合は、上司に報告して出勤しないこと。また、体温計を持参して職場で業務開始前に検温し、37.5度以上ある場合は、上司に報告して帰宅すること。
- (2) 教職員が濃厚接触者として健康観察又は検査対象になった場合や県外から帰沖した場合の取扱い等については、令和2年4月7日付け教人第83号の通知によること。
- (3) 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和2年4月17日付け教人第149号及び令和2年4月8日付け教人第170号)において、5月6日までとしている在宅勤務の実施期間については、「県立学校における一斉臨時休業の期間」とする。
- (4) 離島市町村において、感染症の拡大防止の観点から渡航自粛等の呼びかけ等を行っていることを踏まえ、離島間及び本島との移動については控えること。